

平成 21 年 11 月 17 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
株式会社インフォメーションクリエイティブ
代表取締役社長 山 田 亨
(J A S D A Q ・ コード : 4 7 6 9)
問合せ先
常務取締役管理本部長 須賀 明宏
TEL 03-5753-1211

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年11月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年12月18日開催予定の第32期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」という。)が施行され、振替制度への移行が行われたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

- (1) 定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定を削除又は変更いたします。
- (2) 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年間が経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設いたします。
- (3) その他、必要な規程及び文言の追加・削除、修正等所要の変更及び条数の変更を行うものであります。

なお、具体的な変更案の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年12月18日
定款変更の効力発生日	平成21年12月18日

以 上

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (省略) (单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ↳ (省略)</p> <p>(3) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり) (单元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ↳ (現行どおり)</p> <p>(3) (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

<p>第 <u>13</u> 条) (省略) 第 <u>35</u> 条 (新設)</p>	<p>第 <u>12</u> 条) (現行どおり) 第 <u>34</u> 条 附則 第 <u>1</u> 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u> 第 <u>2</u> 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>
---	---